

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条例名	神奈川県土砂の適正処理に関する条例				
条例番号	平成11年神奈川県条例第3号	法規集	第11編第6章		
所管室課	県土整備局事業管理部建設リサイクル課				
条例の概要	土砂の適正処理を進めるために、土砂の搬出、埋立て等について必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	土砂の不法投棄や埋め立てられた土砂の崩壊等による災害発生を防止し、土砂の適正処理を進め、県民生活の安全を確保するためには、既存の法令や市町村条例では対応に限界があり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	直近5年度において、大規模な土砂の不法投棄や埋め立てられた土砂の崩壊等による災害は発生しておらず、また、条例の内容はおおむね良好に遵守されており、現行の内容で有効に機能している。			新規許可件数 平成26年度5件 平成27年度5件 平成28年度8件 平成29年度5件 平成30年度3件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	土砂の適正処理を進めるために必要な規制として、搬出は届出制、埋立ては許可制とし、事業者への指導等を行う内容となっている。条例の規定は、市町村や他県の規制状況等から見ても適正な水準を確保しており、現行の内容で効率的といえる。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	「かながわランドデザイン 第3期実施計画」の主要施策「112 適正処理の推進」において、条例に基づいて行われる施策である「建設発生土監視パトロールなどの実施」が位置付けられており、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	土砂の搬出の届出制、埋立ての許可制、災害防止のための土砂搬入禁止区域の指定等の県民に義務を課す規定は、土砂の適正処理を進めるために必要かつ合理的な範囲内のものであり、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			